

公益社団法人長崎県看護協会定款施行細則

目次

第1章 総則
第2章 会員
第3章 入会金及び会費並びに負担金
第4章 総会
第5章 選挙
第6章 役員
第7章 職能委員会
第8章 支部
第9章 公益社団法人日本看護協会との連携
第10章 事務局
第11章 事業部門
第12章 名誉会員
第13章 定款施行細則の変更
第14章 補則
附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この定款施行細則は、公益社団法人長崎県看護協会(以下「本協会」という。)定款第61条に基づき、本協会の運営に必要な事項を定める。

第2章 会員

(入会の手続)

第2条 本協会は、定款第7条に定める入会の申込み及び第8条に定める入会金及び当該年度の会費を受領することにより、正会員名簿に登録し、会員証を交付しなければならない。

- 2 本協会は、総会で決定された名誉会員に対し、名誉会員名簿に登録するとともに、名誉会員証を交付するものとする。
- 3 正会員の会員としての資格は、正会員名簿に記載された日から、また名誉会員の会員としての資格は、総会において承認された日から取得するものとする。
- 4 定款第10条の規定によって除名された者は、総会におけるすべての会員の3分の2以上の同意がなければ、再び正会員になることはできない。

(退会の手続)

第3条 正会員が退会しようとするときは、会長が別に定める退会届に会員証を添えて会長に申し出なけ

ればならない。

2 前項の場合、本協会は、当該会員について正会員名簿の登録を抹消しなければならない。

(除名の手続き)

第4条 会員が定款第10条第1項各号の規定に該当した場合、理事会は、本人に出席を求め、その弁明を聞き、真偽を調査した後、出席理事の3分の2以上の同意により総会に除名を提案することができる。

### 第3章 入会金及び会費並びに負担金

(入会金及び負担金)

第5条 定款第8条の規定に基づき総会で議決された正会員の入会金は20,000円とし、負担金は40,000円とする。

(会費)

第6条 定款第8条の規定に基づき総会で議決された正会員の会費は、1箇年14,500円とする。  
ただし、公益社団法人日本看護協会(以下「日本看護協会」という。)の会費5,000円を含むものとする。

2 定款第6条第1項第2号に定める名誉会員については、会費を免除する。

(納付期日)

第7条 会費は、本協会の指定する日までに翌年度分を前納しなければならない。  
ただし、新入会員(再入会員を含む)についてはこの限りでない。

第8条 (削除)

### 第4章 総会

(開催期日)

第9条 通常総会は毎年6月に開催する。

### 第5章 選挙

(選挙規程)

第10条 選挙に関する規定は別に定める。

第6章 役員

(業務執行理事会)

第11条 本協会の業務を適正かつ円滑に執行するため、業務執行に関する協議機関として業務執行理事会を置く。

- 2 業務執行理事会の構成は、会長及び定款第23条第3項の規定に定める業務執行理事とする。
- 3 業務執行理事会運営に必要な事項は、別に定める業務執行理事会運営要綱による。

(役員を選出)

第12条 定款第24条第1項の規定に基づき、理事及び監事は、総会において正会員(外部理事、外部監事及びその他の担当理事を除く。)の中から選出する。

- 2 監事は、本協会の業務運営に精通した者2名以内、外部監事1名を選出するものとし、外部監事は、第8項及び第10項の要件を満たすものとする。
- 3 定款第23条第2項に定める職能理事(3名)は、保健師職能理事、助産師職能理事、看護師職能理事とし、正会員の中から総会において理事として選出する。
- 4 第13条第1項に定める地区理事(7名以内)は、各支部の正会員の中から理事として選出する。
- 5 第13条第1項に定める准看護師理事(1名以内)は、総会において正会員の中から理事として選出する。
- 6 第13条第1項に定める外部理事(1名)は、第9項及び第10項の要件を満たすものとする。
- 7 第13条第1項後段に定める前段の理事以外の理事(若干名)は、総会において正会員及び会員以外の有識者の中から理事として選出する。
- 8 外部監事は次の全てを満たすものとする。
  - (1)本協会の理事又は使用人ではなく、かつ、その就任前10年間に本協会の理事又は使用人であったことがない者
  - (2)本協会の正会員ではない者
- 9 外部理事は次の全てを満たすものとする。
  - (1)本協会の業務執行理事又は使用人ではなく、かつ、その就任前10年間に本協会の業務執行理事又は使用人であったことがない者
  - (2)本協会の正会員ではない者
- 10 理事、監事の相互関係において、以下のいずれかの関係を有しないものとする。
  - (1)配偶者(事実婚を含む)
  - (2)三親等間の親族
  - (3)当該理事の使用人その他認定法施行令第4条各号で定める者

(業務執行理事・職能理事等の選定等)

第13条 定款第24条第2項の規定に基づき、次の各号に定める員数の範囲内で業務執行理事及び職能理事並びに外部理事及びその他の担当理事として、理事会において選定する。

- |                 |      |
|-----------------|------|
| (1)会長           | 1名   |
| (2)副会長(業務執行理事)  | 3名   |
| (3)専務理事(業務執行理事) | 1名   |
| (4)職能理事         | 3名以内 |
| (5)地区理事         | 7名以内 |
| (6)准看護師理事       | 1名以内 |

(7)外部理事 1名

2 その他、事業担当理事を置くことができる。ただし、事業内容に応じた専任の理事とする。

(会長及び業務執行理事候補者等の選出方法)

第14条 総会は、定款第24条第3項の規定により、理事候補者の中から会長候補者及び業務執行理事候補者を選出することができる。

## 第7章 職能委員会

(職能委員会)

第15条 保健師職能委員会は保健師、助産師職能委員会は助産師、看護師職能委員会は看護師及び准看護師をもって構成する。

2 職能委員会の委員は、正会員(保健師、助産師、看護師並びに准看護師)の中から理事会において選任し会長が任命する。

(職能委員会の所掌事項)

第16条 定款第44条第2項の規定に基づくものの外、職能委員会運営要綱に定める任務を行うものとする。

(職能委員会運営要綱)

第17条 職能委員会の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める職能委員会運営要綱による。

## 第8章 支部

(支部の設置)

第18条 本協会は、定款第3条に規定する目的を達成するため、定款第48条第1項の規定に基づき、本協会に次の支部を設置する。

- (1) 県南支部
- (2) 県央支部
- (3) 県北支部
- (4) 下五島支部
- (5) 上五島支部
- (6) 壱岐支部
- (7) 対馬支部

2 支部長は、定款第48条第2項の規定に基づき、地区理事を理事会において選定し会長が任命する。

3 支部の円滑な運営を図るため、支部に委員会を置くことができる。

(支部運営)

第19条 支部の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める支部運営要綱に定める。

## 第9章 公益社団法人日本看護協会との連携

(法人会員及び正会員)

第20条 本協会は、日本看護協会法人会員として入会するものとする。

2 本協会の正会員は、本協会を通じて日本看護協会正会員として入会するものとする。

(代議員の選出)

第21条 日本看護協会代議員及び予備代議員の選出に当たって必要な事項は、日本看護協会定款及び定款施行細則並びに本協会の選挙規程による。

## 第10章 事務局

(組織及び運営)

第22条 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める事務局組織運営要綱による。

## 第11章 事業部門

(事業)

第23条 定款第4条の規定に基づき、本協会の目的及び事業を行うため本協会に次の事業部門及び事業所を置く。

- (1)研修センター
- (2)ナースセンター
- (3)在宅支援事業部
  - ①長崎県看護協会訪問看護ステーション
  - ②訪問看護ステーション福江
  - ③ケアプランセンター
  - ④ケアプランセンター福江
  - ⑤ケアプランセンター諫早
  - ⑥ヘルパーステーションゆう
  - ⑦ヘルパーステーションいさはや
  - ⑧諫早市東部地域包括支援センター
  - ⑨訪問看護サポートセンター
- (4)長崎県看護キャリア支援センター

## 第12章 名誉会員

(名誉会員)

第24条 定款第6条第1項第2号の規定に基づく、名誉会員の推薦及び処遇等については、理事会の決議により別に定める名誉会員推薦規程並びに名誉会員の処遇内規による。

## 第13章 定款施行細則の変更

(細則の変更)

第25条 この細則を変更しようとするときは、理事会の議決を経て定めるものとする。ただし、定款施行細則第5条「入会金及び負担金」及び第6条第1項「会費」の額を変更しようとするときは、総会の決議に基づくものとする。

#### 第14章 補則

(その他)

第26条 この定款施行細則により、会務を執行するために必要な事項及び規定については、理事会の議決を経て別に定める。

#### 附 則

(施行期日)

この定款施行細則は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下「整備法」という。）第106条第1項に定める公益法人の設立の登記を行った日（以下「移行登記日」という。）から施行する。

(選挙管理委員及び推薦委員に関する経過措置)

この定款施行細則施行の際、選挙管理委員及び推薦委員の職にある者は、改正後の定款施行細則に基づき、総会において選挙管理委員及び推薦委員に選挙されたものとみなす。但し、その任期は、それぞれ従前の任期によるものとする。選挙管理委員の増員については次期総会において選任する。

(職員に関する経過措置)

この定款施行細則施行の際、現に職員である者は、従前と同等の勤務条件をもって、改正後の定款の規定に基づく職員として任命されたものとみなす。

この定款細則は、平成26年4月1日から施行する。

この定款細則は、平成27年3月14日から施行する。

この定款細則は、平成28年6月18日から施行する。

この定款細則は、平成29年3月18日から施行する。

この定款細則は、平成31年4月1日から施行する。

この定款細則は、令和3年10月1日から施行する。

この定款細則は、令和6年4月1日から施行する。

この定款細則は、令和7年4月1日に改正し、第12条及び第13条については、令和8年度改選役員の選出に係る事項から適用する。